

## インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は収束せず、「農畜産物の消費量の減少」「販売価格の低迷」「燃油・肥料・飼料の高騰」などにより、地域農業、農業者は深刻な打撃を受けています。多くの農業者が経営を継続するため必死の努力を続けていますが、このままの状況が続けば離農者の増加、地域農業の破綻、ひいては地域経済の疲弊を招くことが懸念されます。

令和5年10月から導入予定の消費税適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）のもとでは、適格請求書発行事業者ではない免税事業者からの仕入れでは税額控除ができないことから、課税事業者にとっては消費税負担が増加することとなり、免税事業者である中小規模の農業者は、取引の停止や新規の取引先を獲得しにくくなるという影響や、値引きを強要されることが想定されます。

上伊那地域では、中山間地の農業を支える役割として、農事組合法人形態の集落営農組織が地域の農業の核となっていますが、その構成員のほとんどが免税事業者であるため、作業委託料、圃場管理料等について仕入税額控除ができず、消費税の納税負担が増えることにより集落営農組織の経営収支が悪化し、その影響は構成員にまで波及し、地域全体の農業担い手の減少と、遊休荒廃地の増加を招く結果となりかねません。

日本の農業者の9割は免税事業者であると言われており、インボイス制度の導入はほとんどの農業者に大きな経済的負担を与えることは間違いなく、担い手不足や高齢化が進む中でこれ以上の負担増は最終的には日本の食にまで影響を与え、食料安全保障上の深刻な問題に発展する可能性を秘めています。

以上の趣旨から、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

### 記

- 1 直売出荷者などの免税事業者が、一定の要件を満たせばインボイスを発行できるような特例を設けること。
- 2 人・農地プランの中で中心的な担い手に位置付けられた集落営農法人等につ

いて、「従事分量配当などの支払先である構成員が免税事業者であっても仕入れ税額控除が受けられる優遇措置」を講じること。

- 3 農協等特例の要件で「対象者は組合員」「条件は無条件委託方式かつ共同計算方式」と定められているが、農協においては組合員以外の利用や様々な販売方式があり、要件に該当する取引とそうでない取引を区分することで事務が煩雑化し、経費が増加する結果、農業者の生産コストの増加につながる事が予想されることから、「対象者を農業者」「条件を委託方式」として要件を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年6月24日

伊 那 市 議 会